

証券コード 3917  
平成27年10月9日

株 主 各 位

東京都千代田区紀尾井町4番13号  
株式会社 アイリッジ  
代表取締役社長 小田 健太郎

## 第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年10月27日(火曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年10月28日(水曜日) 午前10時30分  
(受付開始時刻は、午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー7階  
泉ガーデンコンファレンスセンター  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第7期(平成26年8月1日から平成27年7月31日まで)  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

定時株主総会終了後、経営説明会の開催を予定しておりますので、引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://iridge.jp>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年8月1日から  
平成27年7月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策による円安・株高を背景とした企業収益の改善と個人消費の持ち直しの兆しがみられ、緩やかな回復基調が続きました。

当社はスマートフォン等をプラットフォームとしたO2O支援(注1)を企業向けに行っておりますが、企業のO2Oへの取り組みは引き続き強化されています。

また、インフラ環境といたしましても、平成27年3月末時点でスマートフォンの国内普及率は54.1%を占め(前年度比7.1ポイント増)(注2)、当社のスマートフォンを活用したO2O関連事業の後押しになっています。

このような中、当社はこれまでのノウハウや実績をもとに、一層の顧客拡大に努めるとともに、iBeacon等の最新の技術に対応した機能・技術拡充を図り、サービス内容の強化を進めてまいりました。また、当社のpopinfoを搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数(注3)は、平成27年7月に2,400万ユーザーを超え、順調に推移しております。

この結果、売上高は744,818千円(前事業年度比55.5%増)、営業利益は107,654千円(同296.1%増)、経常利益は108,040千円(同290.0%増)、当期純利益は72,343千円(同311.8%増)となりました。

(注1) O2O(オンラインtoオフライン)とは、消費者にインターネット(オンライン)上のwebサイトやアプリを通じて情報を提供し、実店舗(オフライン)への集客や販売促進に繋げることをいいます。

(注2) 出典：株式会社MM総研「スマートフォン契約数および端末別の月額利用料金・通信量(2015年3月)」

(注3) 利用ユーザー数とは、ユーザー数のカウント時点において、プッシュ通知の配信に同意しているユーザー数を指し、アプリごとにカウントしています。

当社は、〇二〇関連事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

そのため、以下では販売実績をサービス別に示しております。当社ではサービス別に、「〇二〇関連」と「その他」に大別しており、「〇二〇関連」は（月額報酬）と（アプリ開発、コンサル等）に区分しております。

| サービスの名称     | 前事業年度<br>(自 平成25年 8月1日<br>至 平成26年 7月31日) |            | 当事業年度<br>(自 平成26年 8月1日<br>至 平成27年 7月31日) |            |               |
|-------------|------------------------------------------|------------|------------------------------------------|------------|---------------|
|             | 販売高<br>(千円)                              | 構成比<br>(%) | 販売高<br>(千円)                              | 構成比<br>(%) | 前事業年度比<br>(%) |
| 〇二〇関連       | 461,528                                  | 96.4       | 742,540                                  | 99.7       | 160.9         |
| 月額報酬        | 122,976                                  | 25.7       | 190,029                                  | 25.5       | 154.5         |
| アプリ開発、コンサル等 | 338,551                                  | 70.7       | 552,511                                  | 74.2       | 163.2         |
| その他         | 17,331                                   | 3.6        | 2,277                                    | 0.3        | 13.1          |
| 合計          | 478,860                                  | 100.0      | 744,818                                  | 100.0      | 155.5         |

（月額報酬）

月額報酬は、

- a. popinfoのサービス利用料（利用ユーザー数に応じた従量制）
- b. アプリのシステム保守料等

から構成されております。

当事業年度は、popinfoを搭載した新規アプリのリリースや、継続取引先のユーザー数の拡大により、ストック型の安定収益の積み上げに努めました。

なお、当事業年度において、popinfoを搭載したスマートフォンアプリの利用ユーザー数は、約1,000万ユーザー増加しております。

（アプリ開発、コンサル等）

主にアプリ開発、コンサル等は、

- a. popinfoを組み込んだアプリ開発に伴う収入
- b. ユーザー数拡大やユーザーとのコミュニケーション強化等を目的としたアプリ内企画の提案・開発に伴う収入
- c. 利便性向上や新機能の追加等に関する提案・開発に伴う収入

から構成されております。

当事業年度の販売高552,511千円（サービス別の販売実績を参照）のうち、6割弱が前事業年度からの継続取引先への販売高、4割強が当事業年度に新規に取引を開始した先への販売高となります。

当社の開発・提供するアプリは、企業とユーザーを繋ぐ企業の顔（企業の基幹メディア）に位置付けられます。そのため、アプリの初期開発・リリース後もアプリ内企画や機能追加等を継続的に実施し、企業・ユーザー間のコミュニケーションの活性化を図ることが重要となります。当社では、アプリリリース後も継続して提案や開発等を行うことで〇2〇支援に取り組んでおり、このため、アプリ開発、コンサル等の販売高の6割弱が前事業年度からの継続取引先向けとなっております。

当社では、月額報酬を着実に積み上げるとともに、popinfoを組み込んだアプリ開発を入口に、効果的な〇2〇を実現するための提案・開発を継続的に実施し、安定した収益の確保に繋げております。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は48,721千円であります。その主なものは、〇2〇関連サービスに係るソフトウェア開発であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

## ③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は、東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資による250,000株の新株発行により276,000千円、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資49,500株により54,648千円の資金を調達いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                          | 第 4 期      | 第 5 期      | 第 6 期      | 第 7 期                 |
|------------------------------|------------|------------|------------|-----------------------|
|                              | (平成24年7月期) | (平成25年7月期) | (平成26年7月期) | (当事業年度)<br>(平成27年7月期) |
| 売 上 高 (千円)                   | 86,237     | 257,144    | 478,860    | 744,818               |
| 経 常 利 益<br>又は経常損失(△) (千円)    | △17,605    | 21,665     | 27,704     | 108,040               |
| 当 期 純 利 益<br>又は当期純損失(△) (千円) | △17,772    | 21,983     | 17,567     | 72,343                |
| 1株当たり当期純利益又<br>は当期純損失(△) (円) | △992.88    | 11.15      | 7.40       | 29.44                 |
| 総 資 産 (千円)                   | 82,193     | 333,240    | 478,301    | 965,602               |
| 純 資 産 (千円)                   | 65,536     | 288,919    | 392,426    | 795,418               |
| 1株当たり純資産額 (円)                | △1,168.85  | 4.01       | 58.26      | 289.82                |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、平成23年10月28日付で株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。また、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、第5期の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

スマートフォンの普及により、消費者は時間や場所を選ばずインターネットに接続できる環境が整備されました。また、位置情報を活用することで、企業は店舗から数キロ圏内・店舗内等、場所を特定して消費者とコミュニケーションを図ることが可能となりました。

このようなインフラ環境の整備に伴い、スマートフォンを活用した集客・販売促進について、企業側の理解も進んでおり、O2O市場は今後も拡大・活性化するものと考えております。

このような事業環境の中、当社が安定した成長を続けていくためには、強みである「これまでの豊富な実績から蓄積されたノウハウ」、「ソリューションと企画力を両輪とした効果的なO2O実現のための企画・運営力」、「有益なアライアンス」を活かし、当社の提供するサービスラインナップの拡充・定着化、ターゲットとする顧客層の拡大等により収益基盤を拡大していく必要があると認識しております。

当社は上記内容を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組んでまいります。

##### ① サービスラインナップの拡充・定着化

当社はこれまで、位置情報やスマートフォンへ対応したソリューションを早期に開発し、顧客企業へ効果的なO2Oの企画・運営を提案することにより、O2O関連事業を拡大させてまいりました。

今後は、popinfoを軸に、ユーザーの行動分析、さまざまなシーンでの位置情報の活用、決済機能との連携、広告領域、ビッグデータを活用した行動分析との連携等、企業・ユーザー双方にとって有用なサービスラインナップを拡充・定着化させていくことにより、収益基盤の拡大を図ってまいります。

このため、多様化するユーザーのコミュニケーションスタイルに適応した提案や対応デバイスの多様化等の利便性の向上、新技術への早期対応に継続的に取り組むこと、これまでの実績・ノウハウをもとに営業力を強化すること、講演や展示会への出展等を通してサービス認知度の向上を図ること、に努めてまいります。

##### ② ターゲットとする顧客層の拡大

国内においてはO2O市場が拡大期にあると見込まれているため、大手企業への取り組みを継続・強化するとともに、アプリプラットフォーム化を進め、より幅広い企業層にO2Oの浸透を図ってまいります。

海外においてはアジアを中心に、アライアンスや現地法人の設立等を選択肢とし、進出先のニーズの的確な把握とノウハウの蓄積を進め、海外展開、成長を図ってまいります。

また、インバウンドビジネスとして、アジア圏からの訪日旅行者ターゲットに、国内の店舗への集客をサポートしてまいります。

### ③ 優秀な人材の確保

インターネット関連業界の技術革新のスピードは非常に早く、既存サービスの機能向上はもとより、新技術に速やかに対応していく必要があります。このためには、高いスキルを持った人材の確保・定着と育成を図ることが重要な課題であると認識しております。この課題に対応するため、働きやすい職場環境の構築、モチベーション向上に繋がる人事制度の構築に努め、優秀な人材の確保・定着を図るとともに、各種教育研修の拡充により人材の育成を進めてまいります。

### ④ システムの安定的な稼働

当社は、インターネット通信を利用したサービス提供を中心としており、システムの安定的な稼働が重要な課題であると認識しております。これまでも、サービスの拡大やpopinfoを搭載したアプリ数、利用者数、データ量の増加に合わせ、安定的な稼働のための対策を講じてまいりましたが、引き続き、現行システムの改善に努めるとともに、長期的な視点にたったシステム強化に取り組んでまいります。

### ⑤ 組織体制の強化

当社は、これまで事業規模に見合った組織体制を構築してまいりましたが、今後の業容拡大に伴い、組織体制の強化が課題であると認識しております。今後とも、事業規模に応じた内部管理体制の構築を行うとともに、一層のガバナンス体制の強化に努めてまいります。

### ⑥ 国内外の提携等による事業成長の加速

当社は、事業成長を加速するため、国内外の提携等が有力な手段の一つであり、上記①～③についても、当社単独よりも、提携等を有効活用することにより、早期にかつ効率的に進めることが可能と考えております。なお、提携等を実施するにあたっては、当社が既に有するサービス、技術、人材等とのシナジーを慎重に検討した上で取り組んでまいります。

(5) **主要な事業内容** (平成27年7月31日現在)

| 事業区分    | 主要なサービス・製品                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〇二〇関連事業 | <ul style="list-style-type: none"><li>・スマートフォンをプラットフォームとした〇二〇ソリューションpopinfoの提供</li><li>・スマートフォンアプリの企画・開発・運用</li><li>・集客・販売促進等のマーケティング企画・運用支援</li></ul> |

(6) **主要な事業所** (平成27年7月31日現在)

|     |         |
|-----|---------|
| 本 社 | 東京都千代田区 |
|-----|---------|

(7) **従業員の状況** (平成27年7月31日現在)

当社の事業は〇二〇関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

| 従業員数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|------------|-------|--------|
| 32 (1) 名 | 8名増 (増減なし) | 33.7歳 | 2.1年   |

(注) 従業員数は就業人員 (当社から社外への出向を除き、社外から当社への出向を含む。) であり、臨時雇用者数 (アルバイト、パートタイマー、派遣社員を含む。) の最近1年間の平均雇用人員を ( ) 外数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成27年7月31日現在)

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（平成27年7月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 9,500,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,744,500株 |
| (3) 株主数      | 2,368名     |
| (4) 大株主      |            |

| 株主名                       | 持株数（株）     | 持株比率   |
|---------------------------|------------|--------|
| 小田健太郎                     | 1,220,000株 | 44.45% |
| 株式会社DGインキュベーション           | 280,300    | 10.21  |
| 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ          | 130,000    | 4.74   |
| 三菱UFJキャピタル3号投資事業有限責任組合    | 95,000     | 3.46   |
| KDDI新規事業育成投資事業有限責任組合      | 52,700     | 1.92   |
| 株式会社SBI証券                 | 45,400     | 1.65   |
| 京セラコミュニケーションシステム株式会社      | 33,000     | 1.20   |
| 株式会社クレディセゾン               | 30,000     | 1.09   |
| TBSイノベーション・パートナーズ1号投資事業組合 | 30,000     | 1.09   |
| 日本証券金融株式会社                | 28,200     | 1.03   |

(注) 自己株式は所有していません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

- ① 平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、同日付でA種優先株式3,900株及びB種優先株式5,930株は普通株式9,830株となっております。また、同株主総会の決議により、同日付で発行可能株式総数を9,450,000株増加し、9,500,000株としております。
- ② 平成27年3月25日開催の臨時株主総会の決議により、平成27年3月26日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。
- ③ 平成27年3月25日開催の取締役会の決議により、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っております。これにより、発行済株式の総数は2,420,550株増加しております。
- ④ 平成27年7月16日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、発行済株式の総数は299,500株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

|                             |                           | 第 2 回 新株予約権                               | 第 3 回 新株予約権                                        |
|-----------------------------|---------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                   |                           | 平成24年5月25日                                | 平成25年10月25日                                        |
| 新 株 予 約 権 の 数               |                           | 30個                                       | 240個                                               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数          |                           | 普通株式 3,000株<br>(新株予約権1個につき100株)           | 普通株式 24,000株<br>(新株予約権1個につき100株)                   |
| 新株予約権の払込金額                  |                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      |                           | 新株予約権1個当たり<br>21,000円<br>(1株当たり 210円)     | 新株予約権1個当たり<br>38,000円<br>(1株当たり 380円)              |
| 権 利 行 使 期 間                 |                           | 平成26年6月1日から<br>平成34年3月31日まで               | 平成27年11月14日から<br>平成35年9月13日まで                      |
| 行 使 の 条 件                   |                           | (注) 1.                                    | (注) 2.                                             |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取<br>締<br>役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 30個<br>目的となる株式数 3,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 240個<br>目的となる株式数 24,000株<br>保有者数 2名 (注) 3. |

|                        |                   | 第4回新株予約権                                    | 第5回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 平成26年4月11日                                  | 平成27年2月13日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 210個                                        | 397個                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 21,000株<br>(新株予約権1個につき100株)            | 普通株式 39,700株<br>(新株予約権1個につき100株)            |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり<br>38,000円<br>(1株当たり 380円)       | 新株予約権1個当たり<br>100,000円<br>(1株当たり 1,000円)    |
| 権利行使期間                 |                   | 平成28年5月1日から<br>平成36年2月29日まで                 | 平成29年2月27日から<br>平成36年12月26日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注) 2.                                      | (注) 2.                                      |
| 役員<br>の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 2名 | 新株予約権の数 370個<br>目的となる株式数 37,000株<br>保有者数 2名 |
|                        | 監査役               | 新株予約権の数 10個<br>目的となる株式数 1,000株<br>保有者数 1名   | 新株予約権の数 27個<br>目的となる株式数 2,700株<br>保有者数 3名   |

(注) 1. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。
- ・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
  - ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
  - ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。
3. 取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |           | 第 5 回 新 株 予 約 権                              |
|------------------------|-----------|----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |           | 平成27年2月13日                                   |
| 新 株 予 約 権 の 数          |           | 495個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |           | 普通株式 49,500株<br>(新株予約権1個につき 100株)            |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |           | 新株予約権1個当たり 100,000円<br>(1株当たり 1,000円)        |
| 権 利 行 使 期 間            |           | 平成29年2月27日から<br>平成36年12月26日まで                |
| 行 使 の 条 件              |           | (注)                                          |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当 社 使 用 人 | 新株予約権の数 495個<br>目的となる株式数 49,500株<br>交付者数 28名 |

(注) 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- ・新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員、もしくは顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との関係で委任、請負等の継続的な契約関係にある者のいずれかの地位を保有していることとします。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではありません。
- ・新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。
- ・新株予約権者は、「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できないものとします。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年7月31日現在)

| 会社における<br>地 位 | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                              |
|---------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長       | 小 田 健太郎 | アライアンス推進グループ長                                                                             |
| 取 締 役         | 黒 瀬 翼   | COO兼セールス&マーケティンググループ長                                                                     |
| 取 締 役         | 英 一 樹   | CFO兼管理グループ長                                                                               |
| 取 締 役         | 石 丸 文 彦 | 株式会社DGインキュベーション 取締役<br>弁護士ドットコム株式会社 社外取締役                                                 |
| 常 勤 監 査 役     | 竹 村 実 穂 |                                                                                           |
| 監 査 役         | 隈 元 慶 幸 | 堀総合法律事務所 所属弁護士<br>株式会社パンナ 社外監査役<br>小倉クラッチ株式会社 社外監査役<br>株式会社オルトプラス 社外監査役<br>株式会社大塚家具 社外監査役 |
| 監 査 役         | 高 橋 智   | 株式会社アクロスザシー 代表取締役                                                                         |

- (注) 1. 取締役石丸文彦氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役竹村実穂氏、監査役隈元慶幸氏及び監査役高橋智氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役竹村実穂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、常勤監査役竹村実穂氏、監査役隈元慶幸氏及び監査役高橋智氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 平成26年10月28日開催の第6回定時株主総会において、高橋智氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分                      | 員 数       | 報 酬 等 の 額         |
|--------------------------|-----------|-------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3名<br>(0) | 31,200千円<br>(0)   |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3<br>(3)  | 8,175<br>(8,175)  |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 6<br>(3)  | 39,375<br>(8,175) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で承認された方法に基づき決定しております。
3. 監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外役員に関する他の法人等の重要な兼職の状況については、前頁の「(1)取締役及び監査役の状況(平成27年7月31日現在)」に記載のとおりであります。
  - ・取締役石丸文彦氏  
株式会社DGインキュベーションは、当社の株主であります。この他、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役竹村実穂氏  
当社以外の会社との兼職はありません。
  - ・監査役隈元慶幸氏  
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役高橋智氏  
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                     |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 石丸文彦 | <p>当事業年度に開催された取締役会23回の全てに出席しております。</p> <p>主に投資業務を通じて培われた会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。</p>                                |
| 監査役 竹村実穂 | <p>当事業年度に開催された取締役会23回、監査役会16回の全てに出席しております。</p> <p>常勤監査役として、監査役会の中心的な役割を担うとともに、主に公認会計士としての専門的見地から、財務・会計等に関する発言を行っております。</p>     |
| 監査役 隈元慶幸 | <p>当事業年度に開催された取締役会23回、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的見地から、企業法務・コンプライアンス・ガバナンス等に関する発言を行っております。</p>                     |
| 監査役 高橋 智 | <p>平成26年10月28日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会12回の全てに出席しております。</p> <p>主に上場会社での管理業務を通じて培われた経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。</p> |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 9,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の任意監査の実績等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正性を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ) コンプライアンス体制の基盤となる「倫理規程」を定め、全ての役員は職務の執行にあたって関係法令、社会規範及び社内諸規程等を遵守することを徹底する。
  - ロ) 法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
  - ハ) 取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - ニ) 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、取締役の職務執行を監査する。
  - ホ) 職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査担当が内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - イ) 取締役会の議事録、並びに稟議書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、法令及び文書管理規程の定めに基づき適切に管理する。
  - ロ) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ) 損失の危険に対処するため、社内諸規程を整備し、適宜適切に見直しを行う。
  - ロ) 取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
  - ハ) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を責任者として、全社的な対策を検討する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ) 取締役会は原則として毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制

を確保する。

ロ) 職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。

ハ) 業務管理については、事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、月次決算において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ) 監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置する。

ロ) 当該使用人は監査役の指揮命令に従い、人事考課、異動等については監査役の同意を受けた上で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ) 取締役は、監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備する。

ロ) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。

ハ) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、職務執行の状況等について速やかに報告する。

⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が会計監査人及び内部監査人と面談できる環境、必要に応じて意見交換等を行える環境を整備する。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力対応規程において基本方針を定め、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(2) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役4名（うち社外取締役1名）で構成され、監査役3名（うち社外監査役3名）も出席しております。取締役会は23回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行い、経営判断及び監督の実効性を担保しております。

職務執行に関する権限及び責任は、業務分掌規程、組織規程、職務権限規程、稟議規程等において、意思決定手順を明確に定めるとともに、稟議決済制度を電子化し、迅速・効率的な職務執行体制を構築しております。

また、内部監査において、各部門の職務執行の状況等が確認され、必要に応じて改善を図っております。

② リスク管理体制、コンプライアンス体制

取締役会のほか、常勤取締役、常勤監査役、執行役員で構成する経営会議にて業務執行に関わる重要な情報を共有し、リスクの早期発見と未然防止に努めております。

また、法令遵守体制の構築を目的として倫理規程を定め、社内研修を実施する等により、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて内部通報規程を制定し、社内における不正行為等を早期に発見し、コンプライアンス経営の強化を図る体制としております。

③ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役会は監査役3名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役会は16回開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を行っております。

また、監査役は、役職員、内部監査担当者及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況などについて意見交換を実施しております。

④ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社では事業の成長、企業規模に応じた有効な内部統制を整備・運用するため、内部統制に関する評価範囲等の見直しを毎年行っております。また、その評価結果については代表取締役社長に報告されております。

⑤ 反社会的勢力を排除するための体制

当社の反社会的勢力排除体制は、所管を管理グループとし、特殊暴力防止対策連合会などの外部機関との協力体制を整備しております。

また、契約書等に反社会的勢力排除に関する記載を盛り込むとともに、役職員に対して研修・教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識徹底に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討してまいります。配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に関する事項は取締役会の決議により定める旨、期末配当は7月31日、中間配当は1月31日を基準日とし、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めておりますが、当社が剰余金の配当を実施する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

## 貸借対照表

(平成27年7月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>887,767</b> | <b>流動負債</b>    | <b>170,184</b> |
| 現金及び預金          | 717,897        | 買掛金            | 53,425         |
| 売掛金             | 128,889        | 未払金            | 15,103         |
| 仕掛品             | 18,885         | 未払費用           | 10,349         |
| 前払費用            | 5,287          | 未払法人税等         | 42,964         |
| 繰延税金資産          | 16,090         | 未払消費税等         | 15,728         |
| その他             | 717            | 預り金            | 2,138          |
| <b>固定資産</b>     | <b>77,834</b>  | 賞与引当金          | 27,622         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>0</b>       | 資産除去債務         | 2,852          |
| 建物              | 0              | <b>負債合計</b>    | <b>170,184</b> |
| 工具、器具及び備品       | 0              | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>65,331</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>795,418</b> |
| ソフトウェア          | 36,409         | <b>資本金</b>     | <b>356,944</b> |
| ソフトウェア仮勘定       | 28,921         | <b>資本剰余金</b>   | <b>349,944</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>12,503</b>  | 資本準備金          | 349,944        |
| 敷金              | 6,945          | <b>利益剰余金</b>   | <b>88,530</b>  |
| 繰延税金資産          | 5,557          | その他利益剰余金       | 88,530         |
|                 |                | 繰越利益剰余金        | 88,530         |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>795,418</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>965,602</b> | <b>負債純資産合計</b> | <b>965,602</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(平成26年 8 月 1 日から)  
(平成27年 7 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金       | 額       |
|-----------------|---------|---------|
| 売 上 高           |         | 744,818 |
| 売 上 原 価         |         | 438,948 |
| 売 上 総 利 益       |         | 305,869 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 198,214 |
| 営 業 利 益         |         | 107,654 |
| 営 業 外 収 益       |         |         |
| 受 取 利 息         | 60      |         |
| 雑 収 入           | 325     | 385     |
| 経 常 利 益         |         | 108,040 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 108,040 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 48,598  |         |
| 法 人 税 等 調 整 額   | △12,901 | 35,697  |
| 当 期 純 利 益       |         | 72,343  |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年8月1日から  
平成27年7月31日まで)

(単位：千円)

|         | 株 主 資 本 |           |               |                |              |             | 純資産合計   |
|---------|---------|-----------|---------------|----------------|--------------|-------------|---------|
|         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金      |              | 株主資本<br>合 計 |         |
|         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計  | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |             |         |
|         |         |           | 繰越利益<br>剰 余 金 |                |              |             |         |
| 当期首残高   | 191,620 | 184,620   | 184,620       | 16,186         | 16,186       | 392,426     | 392,426 |
| 当期変動額   |         |           |               |                |              |             |         |
| 新株の発行   | 165,324 | 165,324   | 165,324       |                |              | 330,648     | 330,648 |
| 当期純利益   |         |           |               | 72,343         | 72,343       | 72,343      | 72,343  |
| 当期変動額合計 | 165,324 | 165,324   | 165,324       | 72,343         | 72,343       | 402,991     | 402,991 |
| 当期末残高   | 356,944 | 349,944   | 349,944       | 88,530         | 88,530       | 795,418     | 795,418 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
仕掛品  
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 2年  
工具、器具及び備品 2年
  - ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
ソフトウェア 3年又は5年（社内における見込利用可能期間）
- (3) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
なお、当事業年度は貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等の特定の債権に該当する債権もないため貸倒引当金を計上しておりません。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。



## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,213千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 2,744,500株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数  
該当事項はありません。
- (3) 剰余金の配当に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 33,000株

## 4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては、短期的な預金に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、3か月以内の支払期日となっております。また、これらは流動性リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクにつきましては、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当該リスクにつきましては、月次単位での支払予定を把握するなどの方法により、管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末における営業債権の31.2%を上位1社の取引先が占めております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額 |
|------------|-----------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金 | 717,897千円 | 717,897千円 | －千円 |
| (2) 売掛金    | 128,889   | 128,889   | －   |
| (3) 敷金     | 6,945     | 6,933     | △12 |
| 資産計        | 853,732   | 853,720   | △12 |
| (1) 買掛金    | 53,425    | 53,425    | －   |
| (2) 未払金    | 15,103    | 15,103    | －   |
| (3) 未払法人税等 | 42,964    | 42,964    | －   |
| (4) 未払消費税等 | 15,728    | 15,728    | －   |
| 負債計        | 127,222   | 127,222   | －   |

(注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価について、将来の回収が最終的に見込めると認められる部分の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## 5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |               |
|-----------|---------------|
| 繰延税金資産    |               |
| 賞与引当金     | 9,844千円       |
| 減価償却超過額   | 4,740         |
| 未払事業税     | 3,805         |
| 未払費用      | 1,423         |
| 資産除去債務    | 1,016         |
| 一括償却資産    | 817           |
| 繰延税金資産合計  | <u>21,648</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>21,648</u> |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年8月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年8月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 289円82銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円44銭  |

(注) 当社は、平成27年3月25日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年3月26日付で株式1株につき99株の株式無償割当を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式無償割当が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月16日

株式会社アイリッジ

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉村孝郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山本恭仁子 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイリッジの平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年8月1日から平成27年7月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年9月18日

|                   |         |         |
|-------------------|---------|---------|
| 株 式 会 社           | アイリッジ   | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役 (社外監査役) | 竹 村 実 穂 | Ⓔ       |
| 監 査 役 (社外監査役)     | 隈 元 慶 幸 | Ⓔ       |
| 監 査 役 (社外監査役)     | 高 橋 智   | Ⓔ       |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 事業の拡大・従業員数の増加に対応し、業務の効率化を図ることを目的として、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都千代田区から東京都港区に変更するものであります。

また、本変更の効力は、平成27年11月30日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものであります。この附則につきましては、本店移転の効力発生日経過後、これを削除することといたしたいと存じます。

- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するものであります。

なお、第27条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                            | 変 更 案                            |
|------------------------------------|----------------------------------|
| (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。 | (本店の所在地)<br>第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 |
| <中                                 | 略>                               |
| (取締役の責任免除等)<br>第27条 (条文省略)         | (取締役の責任免除等)<br>第27条 (現行どおり)      |

| 現 行 定 款                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>  | <p>2 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> |
| <p>&lt;中略&gt;</p>                                                                                                                   | <p>&lt;中略&gt;</p>                                                                                                                                   |
| <p>(監査役の責任免除等)<br/>第36条 (条文省略)</p>                                                                                                  | <p>(監査役の責任免除等)<br/>第36条 (条文省略)</p>                                                                                                                  |
| <p>2 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> | <p>2 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>                   |
| <p>&lt;中略&gt;</p>                                                                                                                   | <p>&lt;中略&gt;</p>                                                                                                                                   |
| <p>(新 設)</p>                                                                                                                        | <p><u>附 則</u><br/><u>第3条の規定変更は、平成27年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後に、これを削除する。</u></p>                          |



## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                            | 所有する株数<br>当社の株式 |
|-------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1     | 小田健太郎<br>(昭和50年6月23日)      | 平成11年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ入社<br>平成16年8月 ポストンコンサルティンググループ入社<br>平成20年8月 当社設立 代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                     | 1,220,000株      |
| 2     | 黒瀬翼<br>(昭和55年3月18日)        | 平成14年4月 株式会社エイチ・アイ・エス入社<br>平成21年12月 株式会社ガプスモバイル取締役<br>平成23年10月 当社取締役COO兼セールス&マーケティンググループ長（現任）                                                                                                                                            | 1,000株          |
| 3     | 英一樹<br>(昭和53年12月30日)       | 平成15年4月 公認会計士登録<br>平成15年10月 野村證券株式会社入社<br>平成25年10月 当社入社<br>平成26年4月 当社取締役CFO兼管理グループ長（現任）                                                                                                                                                  | 1,000株          |
| 4     | ※<br>有賀貞一<br>(昭和22年10月13日) | 平成2年6月 株式会社野村総合研究所取締役<br>平成6年6月 同社常務取締役<br>平成9年6月 株式会社CSK専務取締役<br>平成12年6月 同社代表取締役副社長<br>平成17年10月 株式会社CSKホールディングス代表取締役<br>平成20年6月 株式会社ミスミグループ本社代表取締役副社長<br>平成23年10月 AITコンサルティング株式会社設立 代表取締役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>AITコンサルティング株式会社代表取締役 | —               |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>株式の<br>株数 |
|-----------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5         | ※<br>おどり けい ぞう<br>踊 契 三<br>(昭和45年5月10日) | 平成17年6月 株式会社フェイス取締役<br>平成18年3月 ギガネットワークス株式会社代<br>表取締役社長<br>平成22年8月 株式会社DGモバイル代表取締<br>役社長<br>平成22年9月 株式会社デジタルガレージ取締<br>役(現任)<br>平成24年4月 ベリトランス株式会社取締役<br>(現任)<br>平成24年4月 ナビプラス株式会社取締役(現<br>任)<br>平成24年9月 econext Asia Limited<br>Director(現任)<br>平成25年10月 株式会社イーコンテクト代表<br>取締役社長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社デジタルガレージ取締役 | -                 |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。なお、踊契三氏は株式会社デジタルガレージの取締役であり、同社と当社とは取引関係にありますが、同社との取引条件は一般取引先と同様であり、取引の性質に照らして、当社との間には特別な関係はありません。
3. 有賀貞一氏及び踊契三氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 有賀貞一氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識に基づき、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。
- (2) 踊契三氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社でのビジネス経験、経営経験に基づき、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけると判断したものであります。
5. 有賀貞一氏及び踊契三氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は有賀貞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役竹村実穂氏が辞任されますので、監査役1名の補欠選任をお願いするものであります。なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                  | 所有する株数<br>相当株式 |
|-----------------------------|--------------------------------------------|----------------|
| ※<br>谷 真理子<br>(昭和60年12月21日) | 平成20年12月 新日本有限責任監査法人入所<br>平成24年 8月 公認会計士登録 | —              |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 谷真理子氏は、社外監査役候補者であります。
4. 谷真理子氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけると判断したものであります。なお、同氏は、過去に直接、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 谷真理子氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 当社は谷真理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワー7階  
泉ガーデンコンファレンスセンター  
TEL 03-3589-9238



最寄り駅 南北線「六本木一丁目」駅直結

**UD** FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。